

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

| | | | |
|-------------------------|---|--|----|
| 〇生活保護法に基づく医療機関の指定 | 一 | 〇特定調達契約に係る落札者等の公 | 七 |
| 定 | | 示 | |
| 〇国民健康保険組合の規約の変更認可 | 二 | 〇右同 | 七 |
| 〇生活保護法に基づく指定医療機関等の廃止の届出 | 二 | 〇右同 | 八 |
| 〇生活保護法に基づく指定医療機関等の休止の届出 | 三 | 〇公安委員会告示 | 八 |
| 〇結核指定医療機関の指定 | 三 | 〇平成十五年六月奈良県公安委員会告示第六十四号(警察署協議会の委員の委嘱)の一部改正 | 八 |
| 〇結核指定医療機関の指定辞退 | 三 | 〔選挙管理委員会告示〕 | |
| 〇土地改良事業の工事完了届 | 三 | 〇政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける政治団体の名称等 | 九 |
| 〇道路の位置指定 | 四 | 〔監査委員公告〕 | |
| 〇右同 | 四 | 〇監査結果公告 | 一〇 |
| 〇奈良県収入証紙売りさばき場所の変更の承認 | 四 | 〔雑報〕 | |
| 〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 | 四 | 〇宅地建物取引主任者資格試験の実施 | 一三 |
| 〇開発行為に関する工事の完了 | 五 | 〔正誤〕 | |
| 〇特定調達契約に係る一般競争入札 | 五 | 〇平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表 | 一五 |

告示

奈良県告示第百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|--------------------|-------------|
| 医療法人友絃会 西大和リハビリテーション病院 | 北葛城郡上牧町上牧三三三八一六 | 平成十六年四月一日 |
| なごみ薬局 | 大和高田市根成柿一七四番地一四 | 平成十六年四月一日 |
| ジャスコ橿原店薬局 | 橿原市曲川町七丁目二〇番地一 | 平成十六年三月二十六日 |
| コトブキ薬局八木店 | 橿原市木原町三一三五号 | 平成十六年四月一日 |
| 医療法人孝元会 高岡医院 | 橿原市石川町五〇三番地 | 平成十六年四月一日 |
| サン薬局八木店 | 橿原市内膳町四一六一三七 | 平成十六年三月二十九日 |
| やすだ歯科 | 大和高田市春日町二丁目一番地五一二号 | 平成十六年五月一日 |

| | | |
|---------------------|---------------------------|------------|
| 医療法人甲谷医院 | 檀原市石原田町二八一番一三 | 平成十六年五月一日 |
| 医療法人和光会 駅前歯科診療所 | 天理市川原城町八四一 | 平成十六年四月一日 |
| 南和病院 | 吉野郡大淀町大字福神一一一八 | 平成十六年四月一日 |
| 誠 歯科・小児歯科 | 檀原市木原町二三〇番一 | 平成十六年五月一日 |
| 医療法人森本整形外科 クリニック | 桜井市桜井一一二六一六 | 平成十六年五月一日 |
| 薬師堂生駒薬局 | 生駒市北新町一〇一四〇一〇 一号 | 平成十六年五月十七日 |
| 医療法人かめだ整形外 科 | 大和郡山市小泉町東一丁目七番 地四 | 平成十六年五月一日 |
| 山村クリニック | 檀原市内膳町五丁目一四〇番地 九〇Jビル二階 | 平成十六年五月一日 |

奈良県告示第百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により奈良県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更を認可した事項
組合の地区
- 二 変更の内容
次の区域を追加する。
三重県鈴鹿市、滋賀県野洲郡野洲町、京都府相楽郡笠置町、和束町、大阪府池田市、和泉市、泉北郡忠岡町、南河内郡美原町、兵庫県西脇市及び宝塚市
- 三 認可年月日
平成十六年四月三十日

奈良県告示第百五十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

| | | |
|------------|----------------------------|-------------|
| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
| サン薬局八木店 | 檀原市内膳町四一六一二シ ヤロームエイトA号室 | 平成十六年三月二十八日 |
| 高岡医院 | 檀原市石川町五〇三 | 平成十六年三月三十一日 |
| いずみ薬局 | 北葛城郡広陵町馬見中五一六一 三八 | 平成十六年四月一日 |
| 安田歯科医院 | 大和高田市磯野新町一番三号 | 平成十六年四月三十日 |
| 甲谷医院 | 檀原市石原田町二八一―一三 | 平成十六年四月三十日 |
| 医療法人和光会 田部 | 天理市田部町五二四 | 平成十六年三月三十一日 |

| | | | |
|-------------|------------------------|-------------|--|
| 歯科診療所 | | | |
| 弘仁会南和病院 | 吉野郡大淀町大字福神一―一八 | 平成十六年三月三十一日 | |
| 森本整形外科クリニック | 桜井市桜井二―二六―六 | 平成十六年四月三十日 | |
| かめだ整形外科 | 大和郡山市小泉町東一丁目七―四 | 平成十六年四月三十日 | |
| 山村クリニック | 橿原市内膳町五―二―三〇〇 Jビル二階 | 平成十六年四月三十日 | |

奈良県告示第百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を休止した旨の届出があった。
平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

| | | |
|---------|-------------|-----------|
| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 休止年月日 |
| 玉井歯科医院 | 大和郡山市本町二六―一 | 平成十六年三月一日 |

奈良県告示第百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。
平成十六年六月四日

平成十六年六月四日

| | | |
|-------------|----------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 医療法人甲谷医院 | 橿原市石原田町二八―一―三三 | 平成十六年五月十七日 |
| 株式会社スギ薬局天理店 | 天理市前裁町九八―一 | 平成十六年五月十八日 |

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。
平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

| | | |
|------|----------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
| 甲谷医院 | 橿原市石原田町二八―一―三三 | 平成十六年五月三十一日 |

奈良県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり御杖村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。
平成十六年六月四日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|-----|-----|---------|-----|------|-------|
| 届出者 | 事業名 | 事業同意年月日 | 地区名 | 事業年度 | 完了年月日 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--------------|----------------------------|---------------|-----------|------------|---------------------|
| 御杖村長 田中 勝 | 水と農地活用 促進事業(用 排水路整備) | 平成十六年一月 八日 | 上向台 地区 | 平成十五年 度 | 平成十六年 三月二十五 日 |
|--------------|----------------------------|---------------|-----------|------------|---------------------|

奈良県告示第百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所(平成十六年四月九日現在の地番による。
生駒郡斑鳩町稲葉西一丁目四八五番地ノ一の一部)
- 二 申請者氏名 都不動産株式会社 代表取締役 服部 正
- 三 申請者住所 香芝市下田東三丁目一二二番地の一
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 二四・六五メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月二十四日
- 七 指定番号 郡土第一六〇四号

奈良県告示第百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所(平成十六年四月九日現在の地番による。
生駒郡斑鳩町稲葉西一丁目四八五番地ノ一の一部及び九八三番地ノ一の一部)
- 二 申請者氏名 都不動産株式会社 代表取締役 服部 正
- 三 申請者住所 香芝市下田東三丁目一二二番地の一
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル

- 五 道路の延長 二四・〇四八メートル
- 六 指定年月日 平成十六年五月二十四日
- 七 指定番号 郡土第一六〇五号

奈良県告示第百六十二号

奈良県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号)第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

| | | |
|---|--|---|
| 売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称 株式会社南都銀行 | 変更前の売りさばき場所 香芝市真美ヶ丘六丁目一 〇番地 株式会社南都銀行 真美 ヶ丘支店 | 変更後の売りさばき場所 香芝市瓦口二二四七番地 株式会社南都銀行 真美ヶ 丘支店 |
|---|--|---|

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年六月四日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八木一男福祉会

三 代表者の氏名

出口 康夫

四 主たる事務所の所在地

奈良市大安寺一丁目二三番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県内の高齢者や障害者など、社会的弱者とされる人たちに對して福祉の向上と人権の確立に関する事業を行い、又、不登校及び高校中途退学者への教育相談等の事業を行い、もつて福祉、社会教育、まちづくり、地域安全、人権擁護、男女共同参画社会の確立、子どもの健全育成などの増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年六月四日
奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年一月十六日第七二一一二七号

平成十六年五月二十日第七二一一二七一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十六日第六〇三三三号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市高山町一三六番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市佐保台二丁目一六五七番地ノ一五九

河口孝

奈良市佐保台二丁目一六五七番地ノ一五九

河口敏子

一 許可番号

平成十六年三月二十九日第七二一一一六五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十八日第六〇三三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年五月二十八日第三八五二二号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡当麻町大字尺土六〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地ノ二九

株式会社末裕住研 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡当麻町大字尺土六〇番地ノ一の一部

下水道 北葛城郡当麻町大字尺土六〇番地ノ一の一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
平成16年6月4日
奈良県知事 柿 本 善 也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

共通端末機器の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

共通端末機器 一式

3 借入期間

平成16年9月1日から平成17年3月31日まで

4 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎
奈良市登大路町80番地 奈良県分庁舎

各出先機関

5 入札方法

入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に

| | |
|--|---|
| <p>記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加資格者で、営業種目01の賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101 内線4718</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部情報システム課地域情報ネットワーク推進グループ（県庁情報管理棟1階） 電話（代表）0742-22-1101 内線2661</p> | <p>2 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成16年6月11日（金）午前10時 第22会議室（県庁主棟2階）</p> <p>3 入開札の日時及び場所</p> <p>平成16年7月15日（木）午前11時 出納局総務課入札室（県庁主棟1階）</p> <p>4 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「共通端末機器の借入れに係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札し</p> |
|--|---|

てください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否
要しません。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。）

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured

Universal Terminal Computer System

2 Time Limit of Tender (by hand)

July 15, 2004 11:00 a.m.

3 Time Limit of Tender (by mail)

July 14, 2004

4 Contact point for the notice

Nara Prefectural Government, Information System Division

General Affairs Department

1st floor, Information Management Building

[Nara Prefectural Government Office] 30 Noborijoji cho, Nara City, Nara

Pref. 630-8501 JAPAN

TEL 0742-22-1101 (extension 2661)

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年6月4日

奈良県知事 柿本善也

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ等の借入れ

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県総務部市町村課

奈良市登大路町30番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 営業本部長 島尾 英明

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額 20,079,036円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約による。

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年6月4日

奈良県知事 柿本善也

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

運転免許証更新時講習用教本「交通の教則（運転者用）」、「人にやさしい安全運転」及び「安全運転自己診断」の購入

各 228,000部

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県警察本部警務部会計課
奈良市登大路町80番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南4丁目8番13号

5 随意契約に係る契約金額

「交通の教則（運転者用）」 152,25円（1部単価）

「人によさしい安全運転」 90,30円（1部単価）

「安全運転自己診断」 10,605円（1部単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約による。

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年6月4日

奈良県知事 柿 本 善 也

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

運転免許証作成用消耗品

運転免許証カード 624個

インクリボンセット 104箱

オーバーコートリボン 310個

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県警察本部警務部会計課

奈良市登大路町80番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ジャパン・アイデュー

東京都港区海岸2丁目1番7号

5 随意契約に係る契約金額

運転免許証カード 37,800円（1個単価）

インクリボンセット 78,120円（1箱単価）

オーバーコートリボン 9,240円（1個単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約による。

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第69号

平成15年6月6日奈良県公安委員会告示第64号（警察署協議会の委員の委嘱）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。

平成16年6月4日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

5 奈良県西和警察署協議会委員の表中

「 廣 瀬 特 治 奈良県橿原市白檀町

2丁目2番22号

を

「 工 藤 吉 文

奈良県橿原市上品寺町303

番地の21

」に改める。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（政党の支部）

| | | | |
|---------------|------|-------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 |
| 自由民主党奈良県I-C支部 | 山下益広 | 辻井孝 | 奈良市油阪町一六一 |

（その他の政治団体）

| | | | |
|-----------|------|-------|------------------|
| 政治団体の名称 | 代表者 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 |
| あそだ直秋後援会 | 遊田直秋 | 堀田稔 | 大和郡山市南郡山町三四六 |
| 新しい大淀を創る会 | 国中秋夫 | 谷完二 | 吉野郡大淀町榎垣本一四六九 |
| 岩本とみひろ後援会 | 村上尚助 | 吉村寿美夫 | 八 吉野郡大淀町下湖一六四〇一五 |
| 上原しゅん後援会 | 上原雋 | 津田辰雄 | 奈良市橋本町二七 |

| | | | |
|----------------|-------|-------|------------------|
| 小川正一後援会 | 上岡富雄 | 小山公久 | 添上郡月ヶ瀬村長引二一一四 |
| かやき義秀後援会 | 辻澤靖彦 | 丸橋哲也 | 奈良市古市町一六六〇一九 |
| 楠本康夫育成会 | 石田治郎 | 石田勉 | 五條市田園三一八一一五 |
| 小松久展後援会 | 浦野治 | 小松和生 | 御所市東松本三六五一一二七 |
| 阪本至弘後援会 | 中谷賢一 | 中川喬男 | 北葛城郡新庄町平岡五三四一四 |
| 新嶺会 | 新宅嶺一 | 新宅嶺一 | 奈良市中ノ川町四〇五一三 |
| 菅野幸博後援会 | 丸谷勝博 | 大隅享 | 天理市櫛本町三三六〇一二 |
| 創寿会 | 中辻壽喜 | 和田孝彦 | 生駒郡平群町吉新一一三一一三八 |
| 土井康嗣後援会 | 森本七郎 | 島田明 | 五條市岡町六七七 |
| 中岡京繁後援会 | 梅谷孝雄 | 梅谷孝雄 | 一 北葛城郡河合町西穴闇三三七一 |
| 中川やすひろ後援会 | 竹中康朗 | 久保雅樹 | 生駒郡斑鳩町龍田三一六一二六 |
| 中寿会 | 中辻壽喜 | 中辻文男 | 生駒郡平群町初香台一一一一 |
| 中辻壽喜後援会 | 野口勝治 | 寺嶋友三郎 | 生駒郡平群町吉新一一三一一四三 |
| 奈良県商工政治連盟川上村支部 | 山風呂賢公 | 中西昭夫 | 吉野郡川上村高原二五〇五 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------------|-------------|-----------|------------|---------------|---------|-------------|--------------|-----------|-------------|---------------|------------------|---------------|
| 森下明後援会 | 村田光後援会 | 三橋保長後援会 | 萬慶善弥後援会 | 松村ひろし後援会 | 松村和夫後援会 | 藤井義晴後援会 | 藤井彰後援会(彰友会) | 福田後援会(勇士会) | 福嶋あきよ後援会 | 日和佐穰甫後援会 | 平沼さとし後援会 | 原田栄子後援会 | 浜田けんじを励ます会 |
| 森下明 | 村田恭光 | 成田清造 | 元田庄作 | 長谷川秀彦 | 笠井康弘 | 谷川豊彦 | 吉川健雄 | 上田総夫 | 岡村千代子 | 坂本由朗 | 内橋裕和 | 井上正明 | 木谷安太郎 |
| 野口勝也 | 山中照夫 | 中西清信 | 山田新一 | 松村広司 | 服部美智子 | 赤坂勲 | 水野富士夫 | 米田誠宏 | 田中英子 | 加藤宣之 | 奥西芳三 | 伊藤真理 | 紺田隆昭 |
| 高市郡高取町上土佐一 | 奈良市南紀寺町二二七七一四 | 天理市長柄町一八五一一 | 香芝市穴虫一一六四 | 大和高田市野口一一一 | 奈良市山陵町一〇六六一五五 | 御所市一二八三 | 桜井市初瀬一六二四一四 | 高市郡明日香村奥山五四六 | 桜井市桜井六四一三 | 奈良市三条松町二八一五 | 橿原市菖蒲町二一一六一一五 | 奈良市学園朝日元町二一五二九一三 | 吉野郡吉野町大字上市五二一 |

| | | | |
|---------|------|------|------------------|
| やましげ後援会 | 中西茂富 | 山本光博 | 宇陀郡菟田野町大字岩崎二一一三 |
| 大和五條親睦会 | 田川俊雄 | 東山力男 | 五條市二見一一〇一五 |
| 山中光司後援会 | 山中光司 | 山崎正 | 大和郡山市九条町三〇二一一五〇一 |
| 山本浩次後援会 | 森岡孝雄 | 森岡弘司 | 宇陀郡菟田野町大字平井一一一〇一 |
| 渡辺会 | 渡邊竜也 | 渡邊竜也 | 奈良市高天市町三三 |

監査委員公告

監査結果公告
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成16年5月28日に請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成16年6月4日

奈良県監査委員

- 第1 監査の請求
 1 請求人
 住所 奈良市西千代ヶ丘3丁目9番6号
 氏名 辻山 清
 2 請求書の提出
 平成16年3月30日
 3 請求の要旨

本件請求の要旨は次のとおりであった。

奈良県議会議長米田忠則は、平成15年10月31日沖縄県那覇市の沖縄ハーバービュールホテルで開催される第122回全国都道府県議会議長会定例総会出席のため、同年同月17日、同議長米田忠則、同副議長国中憲治、同事務局長阪本勇司、同事務局庶務課課長補佐反田善亮、同課主査山口政胤の5名に対し旅行命令を発し、同年同月20日及び21日、米田忠則を除く4名に対し、日当19,200円、宿泊費44,800円が概算旅費の一部として公金から支出された。日当の内、宿泊に伴う1日分と宿泊費の支出は以下の点に於て、不当違法な支出である。

県民の税金は、地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条1項が定めるところ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう支出し必要最少限度を超えて支出してはならないものである。しかるところ、次のとおり、上記支出はこの要請に明かに反するものである。

- ① 上記定例総会は、午後2時から開かれ、終了後空路で帰宅することが可能である。
- ② 現に、議長米田忠則は同日夕刻の飛行機で沖縄を発っており宿泊していないし、反田善亮も当初はその予定であった。
- ③ 宿泊の已むなきに至ったのは、同日夕刻6時からの懇談会に出席したためであるが、その懇談会たるや、コンパニオン30名に283,500円の費用をかけて開催された宴会にすぎず、宿泊してまで出席する必要など全くなかった。不要の支出である。
- ④ 主たる構成員である議長が出席不要の懇談会に副議長や職員が出席する必要はない。特に、反田善亮は、議長秘書用務のため旅行を命じられているのであるから、議長と共に沖縄を去るべきであり、懇談会に単身出席する必要はない。よって、監査委員は、奈良県知事に対し、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記4名に対し支給を受けた日当1日分と宿泊費を奈良県に返還させること。

上記のとおり、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成16年5月11日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

第122回全国都道府県議会議長会定例総会の出席（以下「本件出張」という。）に係る旅費（以下「本件旅費」という。）の支出を監査対象とした。

3 監査対象部局

奈良県議会議事事務局

4 事実の確認

監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員からの事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。

(1) 全国都道府県議会議長会定例総会について

全国都道府県議会議長会（以下「本件議長会」という。）は、都道府県議会議長の相互間の相互間の連絡を緊密にするとともに共通の問題を協議及び処理するために設けられ、法第263条の3第1項の規定に基づき総務大臣に届け出られた全国的連合組織である。「全国都道府県議会議長会会則」（昭和38年10月17日制定）によると、本件議長会は、都道府県議会議長の構成員として、各都道府県議会議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的とし、その目的を達成するために、次のような活動を行うとされている。

- 地方議会の意思を国会、政府等に反映させる措置
- 法第263条の3第2項に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律または政令等に関する内閣及び国会に対する意見の申し出等
- 地方自治関係事項について、国会、政府等との折衝並びに各種情報、資料の収集、交換及び配布
- 地方議会の向上発展に寄与すべき事項の調査及び研究
- その他本件議長会の目的達成上必要な事項

また、本件議長会には議決機関として総会が設置されているところ、上記会期によると、総会には定例総会と臨時総会があり、定例総会については、毎年度2回とし、1回は東京都において、他の1回は前年度の定例総会で決定した開催地において開くものとされている。後者は通例、秋に開かれ、翌年度の政府予算編成に関する決議や重点要望等の議案が審議されるとともに自治功労者の表彰等が行われている。

平成15年度の第122回全国都道府県議会議長会定例総会は、沖縄県において、役員会、定例総会（以下、これを単に「総会」という。）、懇談会及び視察の順に以下の日程により行われた。

| | |
|----------------|-------------|
| 平成15年10月28日（火） | |
| 役員会 | 13：30～13：50 |
| 定例総会 | 14：00～17：30 |
| 記念撮影 | 15：30～15：50 |
| | 17：30～17：50 |
| 懇談会 | 18：00～20：00 |
| 平成15年10月29日（水） | |
| 視察 | 8：00～ |

総会には全国の議会関係者等約190名が出席し、「地方分権推進のための三位一体改革の実現に関する決議」、「日米地位協定の見直しに関する決議」及び「平成16年度政府予算編成に関する重点要望」等の議案について審議され、議決された。

懇談会については、全国都道府県議会の正副議長及び議会事務局職員の交流を深めるとともに、総会で協議できなかった事項や各都道府県議会が抱える個別の問題について意見交換を行い、相互の理解と協力関係を深めることを目的とする意義ある公式行事であるとされており、190余名が出席した。なお、懇談会に係る経費については、主催者である本件議長会が負担した。

翌日の視察については、開催県の先進的施設や特色ある施設を視察することにより、参加者の研修に資するとともに観光客誘致を促進するための広報活動等を

目的とする公式行事であるとされている。

(2) 本件出張について

本件出張については、平成15年8月13日付の全国都道府県議会議長会会長からの開催通知及び沖縄県議会議長会からの開催日程通知を受けて、次のように旅行命令等（以下「本件旅行命令等」という。）がなされた。

奈良県議会議長（以下「議長」という。）については、本件議長会の構成員であるとともに、本件議長会に設置されている委員会のひとつである国土交通委員会の委員長でもあることから、役員会及び総会に出席することとされた。ただし、所用のため28日中に帰県しなければならぬことから、委員長報告の後、総会の途中で退席する予定であった。

奈良県議会副議長（以下「副議長」という。）については、総会における審議内容について把握するために出席することとされた。とくに今回は、議長退席後は奈良県議会代表として残ることとされた。そして、懇談会まで出席し、翌日、帰県することとされた。

議会事務局長（以下「事務局長」という。）については、議会の事務全般を掌理することとされているところ、総会における審議内容は各都道府県にとつて共通の喫緊の課題や個別の重点的に取り組んでいる項目を含んでいることから、その内容を把握するために出席することとされた。そして、副議長と同様、懇談会まで出席し、翌日、帰県することとされた。

同庶務課課長補佐（以下「課長補佐」という。）については、議長の秘書として出席することとされた。また、議長からは、議長退席後も引き続き総会に出席して協議状況を後日報告するとともに、懇談会の出席についても、全国からの事務局職員が一堂に会する折角の機会であるので、相互の交流を深め、秘書業務等に関する各都道府県の状況について意見交換し、今後の職務遂行の参考にするようにとの指示があった。

同庶務課主査（以下「主査」という。）については、副議長の秘書として出席することとされた。そして、懇談会まで出席し、翌日、帰県することとされた。

各出席者は、本件旅行命令等のとおり、平成15年10月28日に本県を出発し、議長は総会が予定より早く終了したので記念撮影まで参加した後、当日の最終便（日航808便、17：45那覇空港発）により帰県した。他の4名は懇談

会まで出席し、翌日、帰県した。
また、本件旅費については、同月24日、本件旅行命令等に基づき、「奈良県議会議員の報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例」、「県史員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例」及び「奈良県会計規則」等に従い、以下のとおり、概算により支出された。

| | | |
|------|---|---------|
| 議長 | 長 | 60,000円 |
| 副議長 | 長 | 75,700円 |
| 事務局長 | | 75,620円 |
| 課長補佐 | | 72,900円 |
| 主査 | | 72,900円 |

なお、本件出張終了後、上記概算額どおりに精算された。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

(1) 本件出張の必要性について

本件議長会及び総会については前記第3の4(1)のとおりであるところ、本件議長会の目的及び活動内容、総会の議決内容、各出席者の出席目的及び職務との関連性等から総合的に判断すると、総会に出席することについては公務性があると認められる。

また、懇談会についても、第122回全国都道府県議会議長会定例総会の一環として総会に引き続き多数の参加のもとに行われ、議会の運営や各出席者の職務に関連する事項等について意見交換がなされたことが確認されていること等から一定の有益性が認められるものであり、その形態や議長が出席しなかったことをもって副議長等が出席する必要のないものではないと認められる。

以上のことから、本件出張については、妥当なものであると判断する。

(2) 本件旅費の支出について

本件旅費の支出については、本件旅行命令等を前提として議会の予算執行に係

る専決権者である事務局長によりなされたものであるところ、本件出張については、前述のとおり、その必要性が認められ、また、支出の手続きにおいても財務会計法規に違反してなされた事実は見あたらないことから、違法不当になされたものではないと判断する。

また、本件旅費の支出については、所定の規定に従い機械的に算出された額をもってなされていることから、予算執行における効率性を要請している法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定にも反してはいえない。

なお、請求人は、課長補佐が議長秘書でありながら帰路については議長に随行せず懇談会に出席した点についても述べているが、これについては、前記第3の4(2)のとおり、課長補佐は、議長から、引き続き総会に出席するとともに懇談会にも出席するようにとの職務命令を受けており、それに従って出席し職務に関連する事項等について意見交換を行ったことが確認されている。

ところで、地方公務員法第32条によると、地方公共団体の職員は、上司の職務命令に忠実に従わなければならないものとされているところ、課長補佐については、議長による命令に従う義務があるとともに、当該命令に従って出張したものであるから、それに対して旅費の支給を受けることができるものであると考える。

監査結果は以上のとおりであるが、懇談会については、前述のとおり、公務の一環として行われ一定の有益性が認められるものであるが、社会通念上妥当な範囲を逸脱してはならないことはいうまでもないところ、本件請求が懇談会に関連してなされたことにも鑑み、そのあり方について、本県議会として提起すること等について検討することを望むものである。

雑 報

平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験について奈良県知事の委任を受けて次のように実施しますのぞ、宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建設省令第十二号)第十條第二項の規定により公告します。

平成十六年六月四日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小野 邦久

一 試験の日時

平成十六年十月十七日(日曜日) 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所

試験の場所については、受験申込みの際に指定します。

三 試験の内容

1 内容

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除します。

2 出題法令

平成十六年四月一日現在施行されている法令によります。

四 試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験によります。

2 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とします。

五 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。

六 受験の申込みの受付期間

平成十六年七月二十六日(月曜日) から同月三十日(金曜日) まで
受付時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとします。ただし、正午から午後一時までは除きます。

七 受験申込みの受付場所

奈良県中小企業会館 四階(奈良市登大路町三八番地の一)

八 受験申込手続

1 受験申込用紙配布期間

平成十六年七月五日(月曜日) から同月三十日(金曜日) まで

ただし、日曜日、土曜日及び休日を除きます。

2 受験申込用紙配布場所

社団法人奈良県宅地建物取引業協会

(奈良市大安寺六丁目二〇番三号奈良県宅建会館内) 及び各支部

奈良県内の一部書店

取扱い書店についての問い合わせ先

社団法人奈良県宅地建物取引業協会(〇七四二二 六一一四五二八

なお、郵送による配布も行いますので、希望者は返信封筒(サイズ角二、百四十

円切手貼付) 同封の上、社団法人奈良県宅地建物取引業協会あて(七月二十三日(

金曜日) 必着) 請求してください。

3 受験申込方法

受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をちよう付したものは、所定の用紙に必要事項を記入の上、写真(受験申込前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)一枚をはって、持参して申し込んでください。

また、登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日

が試験実施日前三年以内のもの)も持参して下さい。

なお、郵送による受付も行うので、この場合は、社団法人奈良県宅地建物取引業協会(奈良市大安寺六丁目二〇番三号奈良県宅建会館内)あて、受験案内の入っていた封筒で申し込んでください。(平成十六年七月五日(月曜日) から同年七月三十日(金曜日) までの日付けの消印のあるもの)に限り受け付けます)。

九 受験手数料

七千円（受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んで下さい。なお、払込手数料は、本人負担とします。）

十 合格発表

1 発表の期日 平成十六年十二月一日（水曜日）

2 発表の方法

社団法人奈良県宅地建物取引業協会及び奈良県庁の掲示場に掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。
 問い合わせ先
 社団法人奈良県宅地建物取引業協会 電話番号（〇七四二）六一―四五二八

正 誤

平成十六年五月二十一日付け奈良県公報第千五百六十九号正誤表

| | | | |
|-------------|---|--|--|
| 三 | 誤 | | |
| 上 | 段 | | |
| 十四、十五 | 行 | | |
| 医療法人山村クリニック | 誤 | | |
| 山村クリニック | 正 | | |

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。